





**南大塚・高層都営住宅**

**分譲店舗の入店希望者募集!**

**6月26日～7月20日**

都営大塚平原跡地に建設中の高層都営住宅の一階に、分譲店舗ができます。これは、地元商業の振興策の一環として、公共事業施工に伴う立退該当者を含む地元割当を部に要請しております。このほどこれが認められ、つきより入店者を募集いたしました。

都営大塚平原跡地に建設中の高層都営住宅の「募集のご案内」

◇店舗の所在地＝南大塚二丁目36

◇分譲価格(概算)＝約一千三百四十一万円。

◇建築の区画数＝十二店舗

五〇〇米以内（南大塚一、二、三丁目全城、東池袋二丁目1～6番、12～14番、東池袋五丁目33～52）

□、都市計画道路の事業認可地

**晴のち雲は要注意！**

学校・保育園などの黄色のたれ幕で

光化学スモッグが発生しやすくなりました。区では、光化学公害から区民の皆さんを守るために、今年度新たに購入した公害測定車などを使い、その被害をできるだけ少なくするよう努めています。スモッグ発生の際は、注意報を小中学校等の施設に出してありますので、注意ください。

☆発生しやすい日は――  
(1)晴れ、または晴れたり曇りの日、(2)モヤがかかったような日、(3)温度や湿度が高く、風の弱い日。

☆発生しやすい日は――  
(1)晴れ、または晴れたり曇りの日、(2)モヤがかかったような日、(3)温度や湿度が高く、風の弱い日。

幼稚園奨励費は、豊島区が、四歳児、五歳児の幼稚園児の保護者に代って、入園料や保育料を支払う制度です。

(1)豊島区内に保護者の住所があるすべての条件が必要です。

この費用を受けるためには次以上に所得がある場合は、所得の合計額が、二万円以下の世帯（世帯構成員中、二人以上に所得がある場合は、所得の合計額が、二万円以下）であること

幼稚園奨励費は、豊島区が、四歳児、五歳児の幼稚園児の保護者に代って、入園料や保育料を支払う制度です。

(1)豊島区内に保護者の住所があるすべての条件が必要です。

この費用を受けるためには次

以上に所得がある場合は、所得の合計額が、二万円以下の世帯（世帯構成員中、二人以上に所得がある場合は、所得の合計額が、二万円以下）であること

この費用を受けるためには次

以上に所得がある場合は、所得の合計額が、二万円以下の世帯（世帯構成員中、二人以上に所得がある場合は、所得の合計額が、二万円以下）であること

この費用を受けるためには次

以上に所得がある場合は、所得の合計額が、二万円以下の世帯（世帯構成員中、二人以上に所得がある場合は、所得の合計額が、二万円以下）であること

この費用を受けるためには次

以上に所得がある場合は、所得の合計額が、二万円以下の世帯（世帯構成員中、二人以上に所得がある場合は、所得の合計額が、二万円以下）であること

この費用を受けるためには次

以上に所得がある場合は、所得の合計額が、二万円以下の世帯（世帯構成員中、二人以上に所得がある場合は、所得の合計額が、二万円以下）であること

いる方。

(4)分譲契約の際、自己負担金を支払うことができる方。

(5)月収額が所定の基準に該当する方。

対象は、前年分の所得税が、九千六百円以下の方です。なお

内

院

する

方。

対象は、前年分の所得税が、九千六百円以下の方です。なお

内

院

する</p

